

分担金・拠出金の名称		水俣条約拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	33,000千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		水俣条約事務局(未設置)	義務的拠出金			
国際機関等の概要及び 成果目標		(1)当該機関の設立経緯等・目的 ・水俣条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、水銀の一次採掘から最終廃棄までを包括的に規制し、並びに資金供与の制度、能力形成・技術援助等、情報の交換、公衆のための情報・啓発・教育、研究・開発・監視等に係る規定を有する。 ・水俣条約は未発効。2017年5月18日に条約の発効要件である締約国数50か国に達し、同年8月16日に発効見込み。2016年6月末現在、締約国数は68か国及びEUであり、我が国は2016年2月に締結している。 ・水俣条約事務局は、条約第24条に基づき設置予定。事務局の詳細(所在地等)は2017年9月に開催される第1回締約国会議(COP1)で決定される予定。 (2)拠出に当たっての成果目標 水俣条約の実施を支え、COP等において我が国が参画して達成された合意形成を増加させることにより、国際的な水銀対策を牽引し、その進展に寄与する。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・水俣条約は、毒性が強く、残留性、生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有しながら、広く使用され環境中に排出されている水銀の危険性に鑑み、水銀の採掘から廃棄に至るまでのライフサイクルについて包括的な規制を行う国際枠組みを設置するものであり、人の健康及び環境の保護において重要な役割を果たすことが見込まれている。 ・ただし、水俣条約は未発効であり、条約に基づく活動は開始されていない。COPが開催されていない現時点では義務的拠出金の口座は開設されておらず、我が国からの拠出金は支出されていない。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント					
II 当該機関等と日本との関係について	3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性	・我が国は、水俣病による甚大な被害を経験した国として、国連環境計画(UNEP)が2001年に世界水銀アセスメントの実施を決定して以降、条約策定に至る議論に積極的に貢献してきている。2010年6月から7回にわたって開催された水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会(INC)に出席し、2013年には熊本県熊本市及び水俣市で開催された外交会議において水俣条約が採択されるなど、本条約の策定について主導的役割を果たしてきた。 ・我が国が、水俣病の経験と教訓を踏まえ、水俣条約に基づき、水銀に係る施策と技術により国際的な水銀対策を牽引することに、国内外から強い期待が寄せられている。また、条約発効後、COP、それに関連した地域会合、専門家会合等を通じて水銀の国際的な枠組みが形成されると見込まれ、我が国の水銀に係る施策や技術を国際的な水銀規制において主流化することができる。締約国は国連拠出金分担率に準じた割合で資金を拠出する見込みであり、主要拠出国である我が国が拠出を減額した場合、水銀についての包括的な規制を定める国際的枠組みが機能不全となるだけでなく、我が国への信用が失われるおそれがある。 ・水俣条約は、水銀についての包括的な規制を定める国際的枠組みとなるもので、我が国による事業のみで完結するものではなく、我が国が実施する水銀の管理や処理に係る二国間協力事業とは補完的な役割を持つ。				
	4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等					
	5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保	【参考】以下のとおりPDCAが確保される見通し。 PLAN: COPで予算案を策定・承認。 DO: 我が国の拠出金支払。条約事務局による予算案執行。外務省及び条約事務局所在地の我が国の在外公館による条約事務局の運営・活動のモニタリング。 CHECK: 内部・外部監査報告書による運営活動の成果を評価。 ACT: COP等において要改善事項を申入れ。				
	担当課室名		地球環境課			